

第 90 号議案 神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業契約締結の件（概要）

1. 事業概要

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業（以下「本事業」という。）は、本庁舎 2 号館の建替えにあたり、三宮駅周辺からウォーターフロント、旧居留地等における回遊性を向上させるため、本庁舎としての必要な機能を確保しながら、神戸らしい魅力的な文化や都市景観等を発信するとともに、周辺まちづくりの活性化を牽引するシンボリックな空間の整備を図るものである。

このたび、一般競争入札（総合評価落札方式）により、令和 4 年 8 月に決定した落札事業者と本事業にかかる事業契約を締結する。

<主な業務内容>

- ・神戸市役所本庁舎 2 号館の再整備施設の設計、建設及び工事監理業務 一式
- ・既存施設の解体撤去業務 一式
- ・神戸市役所本庁舎 2 号館再整備施設の行政機能部分の引渡しほか

2. 契約の相手方

(1) 代表企業

- ・東京都港区浜松町 2 丁目 3 番 1 号
オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成

(2) 構成企業

- ・大阪市北区芝田 1 丁目 1 番 4 号阪急ターミナルビル内
阪急阪神不動産株式会社
代表取締役 諸富 隆一
- ・大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号
関電不動産開発株式会社
代表取締役 藤野 研一
- ・神戸市中央区磯辺通 4 丁目 2 番 22 号
大和ハウス工業株式会社 神戸支社
支社長 斎藤 英男

- ・大阪市中央区高麗橋4丁目4番9号
芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部
大阪営業第一部長 古田 雅也
- ・大阪市中央区本町4丁目1番13号
株式会社竹中工務店
代表取締役 佐々木 正人
- ・東京都千代田区神田錦町2丁目11番地
安田不動産株式会社
代表取締役 中川 雅弘

3. 契約金額

109億9,926万7,400円

※行政機能にかかる設計、建設及び工事監理業務並びに既存施設の解体撤去業務の対価であり、各年度での出来高払いを予定

4. 事業場所

神戸市中央区加納町6丁目

※事業敷地のうち民間機能の持分割合に応じて算出される面積を対象に定期借地権設定契約を締結予定。貸付料は実施設計後に不動産鑑定評価等に基づいて市が決定

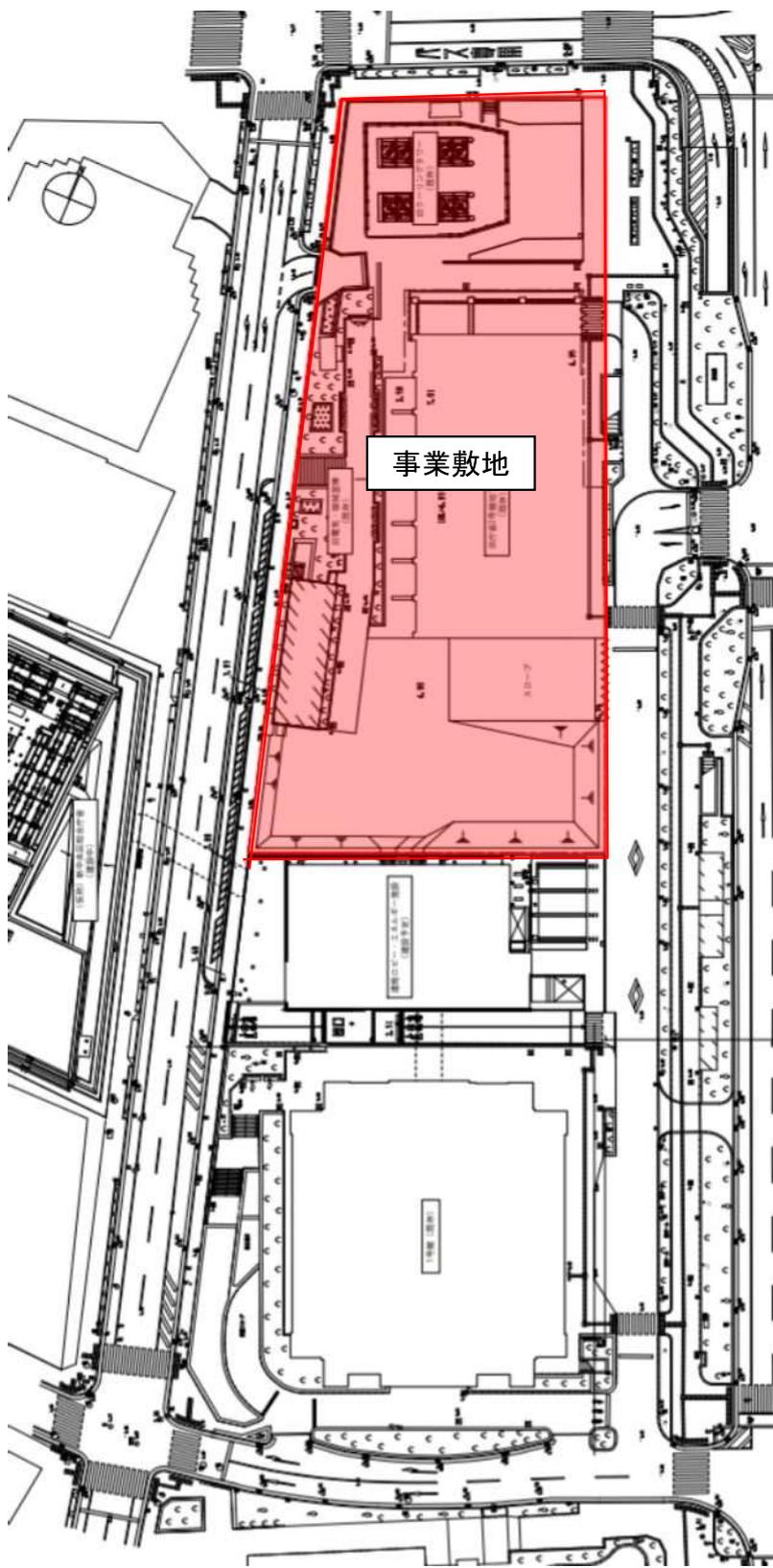
[参考(事業者からの提案) 貸付期間:76年4ヶ月、貸付料:約107百万円/年]

5. 行政機能の引渡予定日

令和11年1月1日

6. 事業スケジュール(予定)

- ・令和4年12月 事業契約の締結
- ・令和4～6年度 基本設計及び実施設計
- ・令和6～10年度 建設工事
- ・令和11年 民間機能の供用開始



事業敷地図

第 90 号議案

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業契約締結の件

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 事 業 名 | 神戸市役所本庁舎 2 号館再整備 |
| 2 | 事 業 場 所 | 神戸市中央区加納町 6 丁目 |
| 3 | 事 業 概 要 | 神戸市役所本庁舎 2 号館再整備施設の設計、建設及び工事監理業務 一式
既存施設の解体撤去業務 一式
神戸市役所本庁舎 2 号館再整備施設の行政機能部分の引渡しほか |
| 4 | 契 約 金 額 | 109億9,926万7,400円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都港区浜松町 2 丁目 3 番 1 号
オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成
大阪市北区芝田 1 丁目 1 番 4 号阪急ターミナルビル内
阪急阪神不動産株式会社
代表取締役 諸富 隆一
大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号
関電不動産開発株式会社
代表取締役 藤野 研一
神戸市中央区磯辺通 4 丁目 2 番 22 号
大和ハウス工業株式会社 神戸支社
支社長 斎藤 英男
大阪市中央区高麗橋 4 丁目 4 番 9 号
芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部
大阪営業第一部長 古田 雅也
大阪市中央区本町 4 丁目 1 番 13 号 |

株式会社竹中工務店

代表取締役 佐々木 正人

東京都千代田区神田錦町2丁目11番地

安田不動産株式会社

代表取締役 中川 雅弘

- | | | | | |
|---|------------|-----------|-------|-----|
| 6 | 支出科目 | 一般会計 | 総務費 | 総務費 |
| | | | 総務管理費 | 委託料 |
| 7 | 行政機能の引渡予定日 | 令和11年1月1日 | | |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第2条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。